



# 佐賀県公報

平成19年  
10月10日  
(水曜日)  
第 12967号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

●佐賀県告示第五百三十九号  
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり当該指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年十月十日

佐賀県知事 古川 康

|                          |               |                  |           |
|--------------------------|---------------|------------------|-----------|
| サービスの種類                  | 名 称           | 所 在 地            | 廃止年月日     |
| 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売 | 有限会社ライフ・メディカル | 三養基郡みやき町原古賀一六七番地 | 平成一九・九・二六 |

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (五三八・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (五三九・" ) 一
- 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更許可 (五四〇・市町村課) 一
- 平成十九年度前期技能検定合格者 (雇用労働課) 一
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 四
- 競争入札の参加者の資格 (建設・技術課) 八
- 県営橋下地区土地改良事業の工事完了 (農地整備課) 七
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 二七

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第五百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年十月十日

佐賀県知事 古川 康

## ○ 公 告

●佐賀県告示第五百四十号  
地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百九十五条の三第一項の規定により平成十九年九月二十六日付で佐賀県後期高齢者医療広域連合の規約の変更を許可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十九年十月十日

佐賀県知事 古川 康

## ○ 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定により実施した平成19年度前における技能検定の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成19年10月10日

佐賀県知事 古川 康

|                  |               |                  |           |
|------------------|---------------|------------------|-----------|
| サービスの種類          | 名 称           | 所 在 地            | 廃止年月日     |
| 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売 | 有限会社ライフ・メディカル | 三養基郡みやき町原古賀一六七番地 | 平成一九・九・二六 |

1 級

(1) 園芸装飾（室内園芸装飾作業）

|   |  |   |
|---|--|---|
| (2) 造園 (造園工事作業)                                     | A 甲0003 C 0001                         | A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0005 A 甲0007 C 0001 C 0002                         |
| A 甲0002 A 甲0005 A 甲0006 B 0001 C 0002 C 0006 C 0008 | C 0011 C 0012                          | (15) 電子機器組立て (電子機器組立て作業)<br>A 甲0007 B 0003                                    |
| (3) 機械加工 (普通旋盤作業)                                   | A 甲0004 B 0002 C 0001                  | (16) 電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)<br>A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006                        |
| (4) 機械加工 (フライス盤作業)                                  | B 0001 C 0001                          | (17) 電気機器組立て (開閉制御器具組立て作業)<br>A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003                         |
| (5) 機械加工 (数値制御旋盤作業)                                 | A 甲0001 C 0001                         | (18) 建設機械整備 (建設機械整備作業)<br>A 甲0002   |
| (6) 機械加工 (数値制御フライス盤作業)                              | A 甲0001                                | (19) 家具製作 (家具手加工作業)<br>A 甲0001 A 甲0003  |
| (7) 機械加工 (マシニングセンタ作業)                               | A 甲0001 C 0002 C 0004 C 0005           | (20) 建具製作 (木製建具手加工作業)<br>A 甲0003  |
| (8) 金属プレス加工 (金属プレス作業)                               | A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 B 0001 | (21) プラスチック成形 (射出成形作業)<br>A 甲0001 A 甲0002 A 甲0007 B 0001 C 0001 C 0002 C 0003 |
| (9) 鉄工 (構造物鉄工作業)                                    | A 甲0001 A 甲0004 B 0004 C 0001          | (22) とび (とび作業)<br>A 甲0001 A 甲0002 A 甲0004                                     |
| (10) 建築板金 (内外装板金作業)                                 | A 甲0002 A 甲0004 A 甲0005 B 0001 B 0003  | (23) 左官 (左官作業)<br>A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006             |
| (11) 建築板金 (ダクト板金作業)                                 | A 甲0002                                | D 0001 D 0002   |
| (12) 工場板金 (打出し板金作業)                                 | A 甲0001 A 甲0004                        | (24) タイル張り (タイル張り作業)<br>B 0001  |
| (13) 仕上げ (治工具仕上げ作業)                                 | D 0001                                 | (25) 斧製作 (斧製作作業)<br>C 0001  |
| (14) 仕上げ (機械組立て仕上げ作業)                               |  | (26) 防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事作業)<br>C 0001   |

|  |   |
|--|---|
| (27) 防水施工 (アクリルゴム系塗膜防水工事作業)<br>B 0001  | (1) 造園 (造園工事作業)<br>A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 B 0001 C 0001  |
| (28) 内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業)<br>A 甲0003 B 0001   | (2) 鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業)<br>A 甲0002  |
| (29) 内装仕上げ施工 (鋼製下地工事作業)<br>A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0008 A 甲0009<br>A 甲0010 A 甲0011 A 甲0013 B 0001 B 0003 C 0001 C 0002<br>C 0003 D 0001 | (3) 機械加工 (普通旋盤作業)<br>A 甲0001 A 甲0010 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016 A 甲0017<br>A 甲0018 A 甲0023 A 甲0024 A 甲0025 A 甲0027 D 0001 D 0002 |
| (30) 内装仕上げ施工 (ボード仕上げ工事作業)<br>A 甲0002 A 甲0004 A 甲0005 B 0002 C 0001 C 0002 C 0003<br>C 0004 C 0005 C 0006 C 0007 C 0008 D 0001                      | (4) 機械加工 (數値制御旋盤作業)<br>B 0001 C 0001  |
| (31) 熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)<br>A 甲0001 B 0001  | (5) 機械加工 (マシニングセンタ作業)<br>A 甲0004 A 甲0008 A 甲0009 C 0002 C 0003  |
| (32) 表装 (壁装作業)<br>A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006<br>A 甲0007 A 甲0008   | (6) 金属プレス加工 (金属プレス作業)<br>A 甲0001 A 甲0004 A 甲0006 A 甲0007  |
| (33) 塗装 (建築塗装作業)<br>A 甲0003 A 甲0005 B 0002 B 0003 C 0008   | (7) 鉄工 (構造物鉄工作業)<br>A 甲0002 C 0001  |
| (34) 塗装 (金屬塗装作業)<br>A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004  | (8) 建築板金 (内外装板金作業)<br>A 甲0001 A 甲0003 C 0001  |
| (35) 塗装 (噴霧塗装作業)<br>A 甲0001  | (9) 建築板金 (ダクト板金作業)<br>A 甲0001 C 0001  |
| (36) 広告美術仕上げ (広告面ペイント仕上げ作業)<br>B 0001  | (10) 仕上げ (治工具仕上げ作業)<br>A 甲0001 A 甲0003 A 甲0006 C 0001 C 0002 C 0003   |
| (37) フラワー装飾 (フラワー装飾作業)<br>A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 B 0001 C 0001  | (11) 仕上げ (機械組立仕上げ作業)<br>A 甲0001 A 甲0002 B 0004 B 0007 C 0001 C 0002 C 0003<br>(12) 電子機器組立て (電子機器組立て作業)<br>A 甲0003 A 甲0005     |
| 2 級  | (13) 電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)<br>A 甲0001 A 甲0003 A 甲0007 A 甲0009 A 甲0012 B 0001   |

|   |  |
|---|--|
| (14) 建設機械整備 (建設機械整備作業)<br>A 甲0004 A 甲0006   | (26) 塗装 (建築塗装作業)<br>A 甲0001 A 甲0002 B 0004 C 0001  |
| (15) 婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作作業)<br>D 0001 D 0002 D 0003 D 0004   | (27) 塗装 (金属塗装作業)<br>A 甲0001 B 0001 C 0001 C 0002   |
| (16) プラスチック成形 (射出成形作業)<br>A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009                             | (28) 塗装 (噴霧塗装作業)<br>A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005  |
| (17) 陶磁器製造 (手ろくろ成形作業)<br>A 甲0001  | (29) 広告美術仕上げ (広告面ペイント仕上げ作業)<br>B 0001  |
| (18) 建築大工 (大工工事作業)<br>D 0001 D 0002 D 0003 D 0004 D 0005 D 0006 D 0007 D 0008<br>D 0009 D 0010 D 0011 | (30) フラワー装飾 (フラワー装飾作業)<br>A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0007                                      |
| (19) とび (とび作業)<br>A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 B 0004  | 3 3級<br>(1) 金属熱処理 (一般熱処理作業)<br>A 甲0001 A 甲0002   |
| (20) 左官 (左官作業)<br>A 甲0001 C 0001  | 4 単一等級<br>(1) 路面標示施工 (溶融ペイントハンドマークー工事作業)<br>A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005                                    |
| (21) 疊製作 (疊製作作業)<br>A 甲0006   | (2) 塗料調色 (調色作業)<br>A 甲0003   |
| (22) 配管 (建築配管作業)<br>D 0001 D 0002   | 大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条<br>第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準<br>用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。 |
| (23) 防水施工 (シーリング防水工事作業)<br>A 甲0002  | 平成19年10月10日  |
| (24) 防水施工 (F R P防水工事作業)<br>C 0001   | 佐賀県知事 古川康  |
| (25) 熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)<br>A 甲0001  | 1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要<br>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地<br>上峰サテイ   |

(2) 変更しようとする事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にては代表者の氏名  
(変更前)

- |   |   |
|---|---|
| ① 株式会社マイカル九州<br>代表取締役 大塚 豊治<br>福岡市博多区網場町8番31号           | ⑩ 篠邦製茶株式会社<br>代表取締役 田中 秀明<br>福岡県久留米市荒木町藤田200番地      |
| ② 株式会社三城<br>代表取締役 多根 幹雄<br>東京都中央区銀座二丁目7番17号             | ⑪ 株式会社三貴<br>代表取締役 木村 和巨<br>東京都文京区向丘一丁目16番24号        |
| ③ 株式会社輝幸<br>代表取締役 重久 忠行<br>鹿児島県鹿児島市西千石町7番10号            | ⑫ 株式会社ナカニシ<br>代表取締役 中西 弘<br>鳥取県鳥取市富安二丁目70番地         |
| ④ 株式会社山口油屋福太郎<br>代表取締役 山口 純<br>福岡市南区五十川一丁目1番1号          | ⑬ 株式会社大谷<br>代表取締役 大谷 勝彦<br>新潟県新潟市弁天二丁目3番18号         |
| ⑤ 株式会社さかえ屋販売<br>代表取締役 中野 利美<br>福岡県飯塙市平垣432番6号           | ⑭ 株式会社冒險王<br>代表取締役 堀岡 洋行<br>広島市安佐北区可部四丁目1番10号       |
| ⑥ 株式会社新栄商会<br>代表取締役 高木 郁夫<br>福岡市中央区高砂一丁目5番155号          | ⑮ 株式会社エルメ・リイーテイル<br>代表取締役 署元 康蔵<br>大阪市中央区瓦町一丁目6番10号 |
| ⑦ 株式会社スィートガーデン<br>代表取締役 友田 雅己<br>京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番1号 | ⑯ スナップス販売株式会社<br>代表取締役 本田 進<br>千葉市美浜区中瀬二丁目6番地       |
| ⑧ 株式会社村岡屋   | ⑰ 株式会社ニチメンインフィニティ                                   |

|   |   |
|---|---|
| (19) 株式会社銀座伊勢由<br>代表取締役 天明 義彦<br>名古屋市中区丸の内一丁目5番5号   | (20) 株式会社ハニーズ<br>代表取締役 江尻 義久<br>福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号 |
| (21) 株式会社タツミヤ<br>代表取締役 指田 努<br>東京都八王子市暁町一丁目32番13号   | (22) 株式会社谷吳服店<br>代表取締役 谷 重臣<br>福岡市早良区高取一丁目3番20号       |
| (23) 株式会社ビスク<br>代表取締役 豊村 コツキ<br>福岡市中央区天神三丁目4番7号     | (24) 有限会社ちやーびる<br>代表取締役 永池 善朗<br>佐賀県三養基郡上峰町坊所733番地    |
| (25) 有限会社ミゾカミ<br>代表取締役 溝上 一郎<br>佐賀県三養基郡上峰町坊所1551番1号 | (26) 有限公司やまさき<br>代表取締役 池頭 浩隆<br>鹿児島県鹿児島市川上町2721番4号    |
|   | (変更後)<br>(27) 代表取締役 山崎 祥弘<br>長崎県諫早市永昌町42番39号          |
|   | (28) 代表取締役 池頭 浩隆<br>鹿児島県鹿児島市川上町2721番4号                |
|   | (29) 代表取締役 さかえ屋販売<br>福岡県飯塚市本町11番20号                   |
|   | (30) 代表取締役 高木 郁夫<br>福岡市中央区高砂一丁目5番155号                 |
|   | (31) 代表取締役 磯野 幹夫<br>京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番1号            |
|   | (32) 代表取締役 村岡 朝子<br>佐賀県佐賀市駅南本町3番18号                   |

|  |   |  |   |  |
|--|---|--|---|--|
| ⑧ 株式会社北島<br>代表取締役 香月 孝<br>佐賀県佐賀市白山二丁目2番5号          | ⑩ 株式会社三貴<br>代表取締役 田中 秀明<br>福岡県久留米市荒木町藤田200番地    | ⑫ 株式会社ナカニシ<br>代表取締役 中西 弘<br>鳥取県鳥取市富安二丁目70番地      | ⑭ 株式会社大谷<br>代表取締役 大谷 勝彦<br>新潟県新潟市亀田工業団地一丁目3番5号        | ⑯ 株式会社才ースリー<br>代表取締役 豊村 ヨツキ<br>福岡市中央区天神三丁目4番7号   |
| ⑨ 篠邦製茶株式会社<br>代表取締役 田中 和巨<br>東京都文京区向丘一丁目16番24号     | ⑪ 株式会社タツミヤ<br>代表取締役 指田 努<br>東京都八王子市曉町一丁目32番13号  | ⑬ 株式会社大谷<br>代表取締役 衣笠 敦夫<br>鹿児島県鹿児島市西千石町7番10号     | ⑮ 株式会社ヤマノリティーリングス<br>代表取締役 山野 義友<br>東京都渋谷区代々木一丁目30番7号 | ⑰ 株式会社銀座伊勢由<br>代表取締役 天明 義彦<br>名古屋市中区丸の内一丁目5番5号   |
| ⑩ 株式会社ハニーズ<br>代表取締役 江尻 義久<br>福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号 | ⑫ 株式会社タツミヤ<br>代表取締役 指田 努<br>東京都八王子市曉町一丁目32番13号  | ⑭ 株式会社才ースリー<br>代表取締役 衣笠 敦夫<br>鹿児島県鹿児島市西千石町7番10号  | ⑯ 株式会社ヤマノリティーリングス<br>代表取締役 山野 義友<br>東京都渋谷区代々木一丁目30番7号 | ⑲ 株式会社プリーツ<br>代表取締役 池頭 浩隆<br>鹿児島県鹿児島市川上町2721番4号  |
| ⑪ 株式会社ビスク<br>代表取締役 豊村 ヨツキ<br>福岡市中央区天神三丁目4番7号       | ⑬ 株式会社才ースリー<br>代表取締役 衣笠 敦夫<br>鹿児島県鹿児島市西千石町7番10号 | ⑮ 株式会社マレシ<br>代表取締役 田中 和夫<br>岡山県岡山市福富中一丁目9番10号    | ⑰ 株式会社ハニーズ<br>代表取締役 江尻 義久<br>福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号    | ⑳ 株式会社マレシ<br>代表取締役 田中 和夫<br>岡山県岡山市福富中一丁目9番10号    |
| ⑫ 株式会社マレシ<br>代表取締役 上野 義博<br>大阪市中央区瓦町一丁目6番10号       | ⑭ 株式会社マレシ<br>代表取締役 吉浦 研太郎<br>大阪府箕面市船場東三丁目2番16号  | ⑯ 株式会社ミゾカミ<br>代表取締役 溝上 一郎<br>佐賀県三養基郡上峰町坊所1551番1号 | ㉑ 株式会社マレシ<br>代表取締役 池頭 浩隆<br>鹿児島県鹿児島市川上町2721番4号        | ㉓ 株式会社ミゾカミ<br>代表取締役 溝上 一郎<br>佐賀県三養基郡上峰町坊所1551番1号 |
| ⑬ 株式会社マレシ<br>代表取締役 柴田 直<br>静岡県静岡市駿河区曲金三丁目7番14号     | ⑮ 株式会社マレシ<br>代表取締役 柴田 直<br>静岡県静岡市駿河区曲金三丁目7番14号  | ㉒ 有限会社ミゾカミ<br>代表取締役 溝上 一郎<br>佐賀県三養基郡上峰町坊所1551番1号 | ㉔ 有限会社プリーツ<br>代表取締役 池頭 浩隆<br>鹿児島県鹿児島市川上町2721番4号       | ㉖ 有限会社プリーツ<br>代表取締役 池頭 浩隆<br>鹿児島県鹿児島市川上町2721番4号  |

|  |  |
|--|--|
| (3) 変更した年月日<br>平成19年8月21日  | (変更前)<br>株式会社サンリブ 他<br>午前10時から午後8時まで   |
| 2 届出年月日<br>平成19年9月28日  | (変更後)<br>株式会社サンリブ 他<br>午前10時から午後9時まで   |
| 3 関係書類の縦覧<br>(1) 縦覧場所<br>佐賀県農林水産商工本部商工課  | 昭和自動車株式会社<br>午前10時から午前0時まで   |
| (2) 縦覧期間<br>平成19年10月10日から<br>平成20年2月9日まで   | イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯<br>(変更前)<br>午前9時から午後10時30分まで  |
| 4 その他<br>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8270 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。 | (変更後)<br>午前9時から午前0時30分まで<br>(3) 変更する年月日<br>平成19年10月6日  |
| 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。<br>平成19年10月10日                      | (4) 変更に係るもの以外の事項<br>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名<br>① 株式会社ヒライ<br>代表取締役 平井 龍三郎<br>熊本県熊本市春日七丁目26番70号<br>② 株式会社高和商産<br>代表取締役 高山 良二<br>福岡県北九州市西区千代ヶ崎一丁目15番20号<br>③ 森 義博<br>佐賀県鳥栖市藤木町2285<br>④ 有限会社八百宏青果 |
| 1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要<br>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地<br>ジョイフルタウン鳥栖<br>佐賀県鳥栖市本島栖町字下島栖537-1 外<br>(2) 変更しようとする事項<br>ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻   |  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| ⑧ | 代表取締役 士井 宏成<br>佐賀県佐賀郡久保田町大字徳万1464-2             | 福岡県福岡市南区向野一丁目16番13号                                |
| ⑨ | 株式会社かば田食品<br>代表取締役 梶田 稔久<br>福岡県北九州市八幡西区本城二丁目9-5 | ⑭ 株式会社村岡屋<br>代表取締役 村岡 朝子<br>佐賀県佐賀市駿南本町3番18号        |
| ⑩ | 合資会社水田屋<br>代表社員 水田 哲夫<br>佐賀県鳥栖市本町一丁目970番地       | ⑮ 株式会社トモス<br>代表取締役 森山 敏弘<br>福岡県山田市下山田15-1          |
| ⑪ | 有限公司萬永堂<br>代表取締役 野口 守<br>佐賀県神埼郡神埼町大字枝ヶ里497-12   | ⑯ 株式会社アトリス<br>代表取締役 南里 嘉範<br>福岡県福岡市南区長尾二丁目13番1号    |
| ⑫ | 株式会社サンルイ<br>取締役社長 萩尾 晴吉<br>福岡県久留米市日吉町16-23      | ⑰ 株式会社サンリブ<br>代表取締役 藤村 昌伯<br>福岡県北九州市小倉北区金田一丁目3番33号 |
| ⑬ | 博多食肉株式会社<br>代表取締役 井上 芳<br>福岡県春日市一の谷一丁目160番地     | ⑱ ヒグチ産業株式会社<br>代表取締役 樋口 俊一<br>大阪府東大阪市鴻池徳庵町1番6号     |
| ⑭ | 株式会社紅花<br>代表取締役 川北 敏<br>福岡県久留米市天神町8番地           | ⑲ 昭和自動車株式会社<br>代表取締役社長 金子 晴信<br>佐賀県唐津市千代田町2565番地の5 |
| ⑮ | 株式会社九州タカラヅネ<br>代表取締役 新開 純也<br>福岡県筑後市大字下北島730    | ⑳ 株式会社ナカニシ<br>代表取締役 中西 久夫<br>佐賀県鳥栖市富安二丁目70番地       |
| ⑯ | 中嶋 洋司<br>佐賀県三養基郡みやき町原古賀7450-53                  | ㉑ 合資会社みずたや洋品店<br>代表社員 水田 英樹<br>佐賀県鳥栖市本通町一丁目802番地2  |
| ⑰ | 株式会社ひよ子<br>取締役社長 石坂 博史                          | ㉒ 大西総業株式会社<br>取締役社長 大西 慎吾                          |

- (23) 株式会社ハウスマーチ  
代表取締役 川原 嘉  
東京都港区北青山二丁目12番31号
- (24) ジャスフォート株式会社  
代表取締役 本田 進  
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
- (25) 株式会社神戸屋靴専門店  
代表取締役 和田 出男  
福岡県福岡市南区大楠三丁目13番22号
- (26) 有限会社フォレストCo  
取締役 林 真知子  
福岡県福岡市博多区山王一丁目1番32号
- (27) 株式会社武田メガネ  
代表取締役 武田 耕一  
福岡県福岡市中央区天神四丁目3番30号
- (28) 合名会社田中吳服店  
代表社員 田中 賢一  
福岡県久留米市六ツ門町7-12
- (29) 有限会社BeBe  
代表取締役 雉野 健一郎  
福岡県久留米市諏訪野町2352-7
- (30) 株式会社トライアムサンカクヤ  
代表取締役 高田 政美  
福岡県福岡市南区平和二丁目7番6号
- (31) 株式会社ツーリストサービス  
取締役社長 天野 明夫
- (32) 株式会社アポロサービス  
代表取締役 藤井 彰敏  
福岡県北九州市小倉北区熊本四丁目2番26号
- (33) ローゼ有限公司  
取締役 村田 敏雄  
福岡県福岡市博多区綱場町1-16
- (34) 株式会社ウイングス  
代表取締役 上野 佐智香  
佐賀県鳥栖市牛原町525-5
- (35) 有限会社フォレストシステム  
取締役 林 真知子  
福岡県福岡市博多区山王一丁目1番32号
- (36) 株式会社ビスク  
代表取締役 豊村 コツキ  
福岡県福岡市中央区天神三丁目4番7号
- (37) 株式会社ソニーファイナンスインターナショナル  
代表取締役 神岡 晴夫  
東京都港区南青山一丁目1番1号
- (38) 株式会社ドゥ・ヨネザワ  
代表取締役 米澤 義一  
熊本県熊本市若葉一丁目2番1号
- (39) 江藤産業株式会社  
代表取締役 楠崎 孝貴  
大分県大分市乙津町1番18号
- (40) 株式会社大和運営管理  
代表取締役 梶本 六夫

- ④① 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
株式会社太陽家具百貨店  
代表取締役 川崎 清司  
山口県宇部市東藤曲二丁目5番30号
- ④② 株式会社ハニーズ  
代表取締役 江尻 義久  
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1
- ④③ 株式会社西松屋チエーン  
取締役社長 大村 さだ史  
兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
- ④④ 株式会社大創産業  
代表取締役 矢野 博丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
- ④⑤ レモンハウス株式会社  
代表取締役 中島 祥光  
福岡県福岡市東区土井一丁目21番40号
- ④⑥ 株式会社マタケ  
代表取締役 眞武 嶽夫  
福岡県福岡市東区二又瀬2番1
- ④⑦ 株式会社二神本店  
代表取締役 二神 敏介  
福岡県福岡市博多区上川端町1番3号
- ④⑧ 株式会社鈴丹  
取締役社長 伊佐治 博  
愛知県名古屋市中区栄三丁目15番37号
- ④⑨ 株式会社マックハウス  
代表取締役社長 栗原 勝利
- ⑤① 東京都杉並区梅里一丁目7番7号  
株式会社コックス  
代表取締役社長 浅田 真二  
静岡県浜松市鍛冶町320番地の23
- ⑤② 株式会社チヨダ  
代表取締役 舟橋 政男  
東京都杉並区成田東四丁目39番8号
- ⑤③ 株式会社パステル・イン  
代表取締役社長 松井 昭治  
福岡県福岡市南区塙原三丁目5番33号
- ⑤④ はるやま商事株式会社  
代表取締役社長 治山 正史  
岡山県岡山市表町一丁目2番3号
- ⑤⑤ 小川楽器株式会社  
代表取締役 小川 義則  
福岡県柳川市大字京町58-9
- ⑤⑥ 有限会社パーキーhaus  
代表取締役 岩永 喜作  
福岡県小郡市三国ヶ丘五丁目24番地
- ⑤⑦ 株式会社I.Sコーポレーション  
代表取締役 今泉 重雄  
佐賀県鳥栖市轟木町1814番地
- ⑤⑧ その他未定  
イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
29,718平方メートル  
ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(ア) 駐車場の位置及び収容台数

|                         |                    |  |
|-------------------------|--------------------|--|
|                         |                    | 合計 3箇所   |
| (イ) 建物南側                | 466台               | (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯<br>午前6時から午後10時まで  |
| 建物東側                    | 36台                |  |
| 建物北側                    | 650台               |  |
| 敷地内建物屋上                 | 448台               |  |
| 合計                      | 1,600台             |  |
| (ア) 駐輪場の位置及び収容台数        |                    |  |
| 建物南側(駐輪場No.1)           | 80台                | 3 関係書類の縦覧  |
| 建物南側(駐輪場No.2)           | 80台                | (1) 縦覧場所<br>佐賀県農林水産商工本部商工課   |
| 建物東側(駐輪場No.3)           | 84台                | (2) 縦覧期間<br>平成19年10月10日から<br>平成20年2月9日まで   |
| 建物北側(駐輪場No.4)           | 160台               |  |
| 合計                      | 404台               |  |
| (イ) 荷さばき施設の位置及び面積       |                    | 4 その他  |
| 建物西側(荷さばき施設No.1)        | 531平方メートル          | 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、  |
| 建物西側(荷さばき施設No.2)        | 495平方メートル          | 意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した   |
| 合計                      | 1,026平方メートル        | 意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市城内一<br>丁目1番59号)に到着するよう提出してください。   |
| (乙) 廃棄物保管施設の位置及び容量      |                    |  |
| 建物西側(廃棄物保管施設No.1)       | 46.10平方メートル        |  |
| 建物西側(廃棄物保管施設No.2)       | 47.44平方メートル        |  |
| 建物西側(廃棄物保管施設No.3)       | 3.43平方メートル         |  |
| 建物西側(廃棄物保管施設No.4)       | 8.80平方メートル         |  |
| 建物西側(廃棄物保管施設No.5)       | 24.20平方メートル        |  |
| 合計                      | 129.97平方メートル       |  |
| 工 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 |                    |  |
| (ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置   |                    | 平成20年度において佐賀県が発注する建設工事等について、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)及び佐賀県特定調達契約規則(平成7年佐賀県規則第64号)の規定に基づき、競争入札に参加することができるものの資格、申請方法等を次のとおり公告する。<br>なお、この公告に定める資格審査の手続は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける場合がある。 |
| 建物敷地南側                  | 1箇所                | 平成19年10月10日  |
| 建物敷地東側                  | 1箇所                |  |
| 建物敷地北側                  | 1箇所                |  |
| 1 業種の区分                 |                    |  |
| (1) 建設工事                | 建設業法(昭和24年法律第100号) | 第3条第2項に規定する  |

建設工事の種類による。

(2) 建設関連業務

ア 土木関係建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する建設コンサルタント業務の部門による。

イ 建築関係建設コンサルタント業務 建築士事務所部門及び建築関係コンサルタント部門による。

ウ 補償関係コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条に規定する補償コンサルタント業務の部門による。

工 地質調査業務  
才 測量業務  
力 環境調査業務  
キ その他

2 申請の対象者

(1) 平成18年度に平成19年度及び平成20年度の競争入札参加資格の申請を行っていない者

(2) 平成18年度に平成19年度及び平成20年度の競争入札参加資格の申請を行つた者で、当該申請を行わなかつた業種について今回入札参加資格の申請を行うもの

(3) 佐賀県特定調達契約規則第2条第1項第4号で定める特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う者

3 申請の時期

(1) 県内に本店を有する建設工事業者  
平成19年12月11日から平成19年12月14日まで

(2) 県内及び県外に本店を有する建設関連業者

平成19年11月5日から平成19年11月7日まで

(3) 県外に本店を有する建設工事業者

平成19年12月3日から平成19年12月5日まで。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請については、その後も随時の受付を行う。

4 申請の方法

(1) 申請書類

競争入札参加資格を得ようとすると者は、次に掲げる申請書類を添えて申請すること。

ア 県内に本店を有する建設工事業者が提出する書類

(ア) 資格審査申請書

(イ) 80円切手

(ウ) 申請書受理票

(エ) 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類  
ただし、「納税状況確認同意書」を添付することでこれに代えることができる。

(オ) 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類（写し可）

(カ) 平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書の写し

(キ) 平成18年10月1日から平成19年9月30日までの間に審査基準日がある総合評定値通知書の写し

(ク) 平成18年1月1日から平成19年12月31までの間に建設業法第28条の規定による指示処分又は営業停止処分を受けた場合には、その通知書の写し

(ケ) 平成19年9月30日の時点において有効なISO（国際標準化機構）9001及びISO14001の認証（財団法人日本適合性認定協会又はIAF（国際認定機関フォーラム）における国際相互承認協定を締結してい

- る認定機関が認定した審査登録機関が認証したものに限る。)を受けている場合は、その登録証の写し
- (乙) 平成19年9月30日の直前2年間に建設業許可を取得し3年以上経過している県内に本店を有する建設工事業者同士の合併又は営業譲渡をしている場合は、合併・営業譲渡に係る申告書、合併・営業譲渡に係る契約書の写し、合併・営業譲渡をした建設業者の建設業許可通知書の写し、合併・営業譲渡により建設業許可を全部廃業した建設業者の廃業届の写し及び合併・営業譲渡に係る総合評定値通知書の写し又は佐賀県に提出した総合評定値請求書の写し
- (丙) 経営事項評価点数の対象期間に、建設業以外の日本標準産業分類へ進出し、500万円以上支出している場合(新会社設立又は共同出資にて新会社を設立している場合を含む。)は、新分野進出申告書、建設業以外の産業分類の事業を行っていないことを証明する書面の写し及び新分野進出に要した支出(500万円以上)を証明する書面の写し。さらに、新会社を設立した場合は、新会社の商業登記簿謄本及び定款の写し
- (シ) 平成19年9月30日の時点において、障害者を雇用している場合(障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)(以下「障害者雇用促進法」という。)第43条に係る障害者雇用を満たしていない場合を除く。)は、障害者雇用に係る申告書、身体障害者手帳、佐賀県教育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し、平成18年10月1日から平成19年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受けた際に佐賀県に提出した技術職員名簿、職員名簿の写し又は健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し。さらに、障害者雇用促進法に基づき身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある場合は、同法第43条第5項の規定により厚生労働大臣に提出した平成19年6月1日の時点の報告書の写し
- (ハ) 平成19年9月30日の直前2年間に2回以上のボランティア等地域貢献活動をした場合は、ボランティア等地域貢献活動報告書及び当該活動の実績を客観的に確認できるもの
- (タ) 平成19年9月30日の時点において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は、1号会員については、建設業労働災害防止協会の加入証明書、2号会員については、建設業労働災害防止協会の加入証明書及び所属団体に加入していることの証明書
- (チ) 過去に佐賀県、佐賀県教育委員会又は佐賀県警察本部が発注した工事を受注し、かつ、当該工事について平成15年10月1日から平成19年9月30日までの間に完成検査を受けている場合は、当該工事の工事成績評定通知書の写し。(当該工事を建設工事共同企業体により受注した場合は、共同企業体協定書を含む。)

|   |   |
|---|---|
| <p>(イ) 建設工事のうち土木一式工事及び舗装工事への入札参加を希望するもので、社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)を受講している場合は、平成19年9月30日の時点における学習履歴証明書の写し。</p> <p>また、建設工事のうち建築一式工事への入札参加を希望するもので、社団法人日本建築士会の継続学習制度(CPD)を受講している場合は、平成19年9月30日の時点における研修履歴証明書の写し。</p> <p>(ロ) 佐賀県建設業者施行能力等級評定要領第5条第4項の規定により現等級維持を希望する場合は、当該希望に係る申告書</p> <p>(ハ) 平成18年10月1日から平成19年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に佐賀県に提出した技术職員名簿の写し</p> <p>(ナ) 建設工事のうち舗装工事、電気工事、管工事及び造園工事への入札参加を希望するもので、平成19年9月30日の時点において有効な資格(舗装工事にあっては「舗装施工管理技術者」、電気工事にあっては「電気工事士」、管工事にあっては「空気調和設備配管・冷凍空調和機器施工、給排水衛生設備配管、配管・配管工」、造園工事にあっては「造園」の資格)を有する技能士等がいる場合は、その資格者証の写し及びその者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し。なお、当該技能士等が、(ト)に規定する技术職員名簿の写しに記載され、確認できる場合は、不要。</p> <p>(ニ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>(ヌ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書</p> <p>イ 県外に本店を有する建設工事業者が提出する書類</p> <p>(ア) アの(ア)から(イ)までに掲げる書類</p> <p>(オ) 平成18年10月1日から平成19年9月30日までの間に審査基準日がある経営事項審査を受ける際に都道府県に提出した技术職員名簿の写し</p> | <p>(ウ) 建設業の許可を受けた営業所に契約について委任する場合は、建設業法に基づき都道府県に提出した建設業許可申請書及び別表の写し行う建設工事業者が提出する書類</p> <p>(エ) アの(ア)から(エ)まで及びイの(イ)から(エ)までに掲げる書類</p> <p>(オ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書</p> <p>エ 県内に本店を有する建設関連業者が提出する書類</p> <p>(ア) アの(ア)から(オ)までに掲げる書類</p> <p>(オ) 入札参加を希望することを証する業種について国又は県の登録を受けている場合は、その登録を受けたことを証する書面の写し</p> <p>(ウ) 測量業務への入札参加を希望する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)に基づき国に提出した書類のうち、保有するすべての営业所が確認できる書類の写し</p> <p>(エ) 土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務への入札参加を希望し、かつ、当該業務について国の登録を受けている場合は、国に提出した書類のうち、保有するすべての営業所が確認できる書類の写し(国の受付印が確認できるものに限る。)</p> <p>(オ) 商業登記簿謄本又は代表者身元証明書(入札参加を希望する業種について国又は都道府県の登録を受けている場合を除く。)</p> <p>(カ) 入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状</p> <p>オ 県外に本店を有する建設関連業者が提出する書類</p> <p>(ア) アの(ア)から(カ)まで及びエの(ウ)から(オ)までに掲げる書類</p> |
|---|---|

|  |   |
|--|---|
| (イ) 入札参加を希望する業種（土木関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務、地質調査業務及び測量業務に限る。）について国又は都道府県の登録を受けていることを証する書面の写し     | (エ) 唐津市及び東松浦郡の区域内に本店を有するもの<br>唐津市ニタ子三丁目1番5号<br>唐津土木事務所管理課管理担当<br>電話 0955-73-2861    |
| (ア) 建築関係建設コンサルタント業務（建築士事務所部門に限る。）への入札参加を希望する場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていることを証する書面の写し | (オ) 伊万里市及び西松浦郡の区域内に本店を有するもの<br>伊万里市新天町122番地4<br>伊万里土木事務所管理課管理担当<br>電話 0955-23-4151  |
| (イ) 営業所に契約に関する申請を委任する場合及び入札参加資格審査申請について代理人による申請をする場合は、委任状  | (カ) 武雄市及び杵島郡の区域内に本店を有するもの<br>武雄市武雄町大字昭和265番地<br>武雄土木事務所総務管理課管理担当<br>電話 0955-23-4151 |
| (ロ) 申請書様式の入手方法   | (キ) 武雄市及び杵島郡の区域内に本店を有するもの<br>武雄市武雄町大字昭和265番地<br>武雄土木事務所総務管理課管理担当<br>電話 0954-22-4184 |
| 佐賀県のホームページ（ <a href="http://www.pref.saga.lg.jp/">http://www.pref.saga.lg.jp/</a> ）からダウンロードできます。   | (ク) 鹿島市及び藤津郡の区域内に本店を有するもの<br>鹿島市大字高津原3400番地<br>鹿島土木事務所管理課管理担当<br>電話 0954-63-3225    |
| なお、佐賀県内の土木事務所及び農林事務所でも取り扱っています。  | (ケ) 鹿島市及び藤津郡の区域内に本店を有するもの<br>鹿島市大字高津原3400番地<br>鹿島土木事務所管理課管理担当<br>電話 0954-63-3225    |
| (ミ) 申請書類の提出場所及び提出方法  | (メ) 県内及び県外に本店を有する建設関連業者、県外に本店を有する建設工事業者並びに特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う建設工事業者   |
| ア 県内に本店を有する建設工事業者  | イ 県内及び県外に本店を有する建設関連業者、県外に本店を有する建設工事業者並びに特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う建設工事業者     |
| (ア) 佐賀市、多久市及び小城市の区域内に本店を有するもの<br>佐賀市八戸二丁目2番67号   | 佐賀市城内一丁目1番59号<br>佐賀県県土づくり本部建設・技術課入札契約担当<br>電話 0952-25-7102                          |
| 佐賀土木事務所管理課河川・建設業担当   | 5 申請書類の作成に用いる言語等  |
| 電話 0952-24-4346  | 申請書類は、日本語で作成すること。   |
| (イ) 神埼市及び神埼郡の区域内に本店を有するもの<br>神埼市神埼町大字鶴3542番地   | 申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。          |
| 神埼土木事務所管理課管理担当   |   |
| 電話 0952-52-3187  |   |
| (ア) 鳥栖市及び三養基郡の区域内に本店を有するもの<br>鳥栖市元町1234番地1   |   |
| 鳥栖土木事務所管理課管理担当   |   |
| 電話 0942-83-4176  |   |

- 6 競争入札に参加することができない者
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第167条の11第1項の規定に該当する者  
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定に該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 建設業法第3条の規定による許可を受けない建設工事業者
- (5) 申請を行おうとする建設工事の種類について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていない建設工事業者
- 7 競争入札参加資格の認定
- 申請内容及び当該申請者に係る信用状況、工事施行成績、営業状態等を審査し、適当であると認めるときは、1に掲げる建設工事の種類又は建設関連業務の種類若しくは部門ごとに競争入札参加資格を認定する。
- 6 の競争入札に参加することができない者は、競争入札参加資格がないと認定する。
- 8 資格審査結果の通知
- 「入札参加資格決定通知書」により通知する。
- 9 資格の有効期間及び更新手続
- 競争入札参加資格の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から平成21年3月31日までとする。
- 上記有効期間の経過後も引き続き競争入札参加資格を得ようとする者は、平成20年9月頃に平成21年度及び平成22年度に係る競争入札に参加する者の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い競争入札参加資格の審査申請を行うこと。
- 10 競争入札参加資格の取消し
- 申請書類に虚偽の記載をした者及び6の各号のいずれかに該当すると認められる者については、その者の競争入札参加資格を取り消すことがある。
- 平成19年2月9日県営土地改良事業(地域水田農業支援緊急整備)橋下地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。
- 平成19年10月10日
- 佐賀県知事 古川 康
- 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
- 平成19年10月10日
- 佐賀県知事 古川 康
- | 指定番号 | 指定位置                       | 指定年月日          | 幅員(メートル)      | 延長(メートル) |
|------|----------------------------|----------------|---------------|----------|
| 14   | 唐津市和多田本村652番2及<br>び2722番17 | 平成19年<br>10月1日 | 4.07~<br>4.12 | 25.45    |
- 指定図面は、佐賀県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

申購  
込読料

一か年三一、二〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十月十日印  
行者佐賀県知事古川康行

印刷定日  
所毎週月  
株古川  
総合印  
刷曜日